

Ⅱ 野生鳥獣との共生

●鳥獣保護について

野生の鳥類又は哺乳類を勝手に捕獲したり飼養（飼うこと）することは、自然環境に影響を与えるため、禁止又は制限されています。

熊本県では、野生鳥獣の生息のために特に保護が必要な地域として「菊池市鞍岳」や「水上村市房」など6か所を特別保護地区に定めています。また、県内各地に鳥獣保護区や、特定鳥獣以外は捕獲できない特例休猟区を指定して野生鳥獣の保護を図っています。

鳥獣保護区等の指定状況（平成20年11月1日現在）

鳥獣保護区 : 104箇所 計88,372ha
特別保護地区 : 6箇所 計 613ha
特例休猟区 : 26箇所 計36,907ha

●特定鳥獣の保護管理と有害捕獲制度について

（特定鳥獣の保護管理）

特定鳥獣とは、著しく増加したり減少している鳥獣のうち、県が計画的に保護や管理を行っている鳥獣をいいます。

熊本県では、著しく増加しているシカとイノシシが特定鳥獣とされており、保護管理計画を定め、計画的に数の調整を図りながら私たちとの共生を推進しています。

（有害捕獲制度）

シカ、サル、イノシシなどの野生鳥獣による人の生命・身体や財産及び農林水産業への被害を防止・軽減するためにやむを得ないと考えられる場合、捕獲を許可しています。

●傷病鳥獣の保護について

傷病鳥獣とは、傷ついたり病気になったりした野生の鳥類やタヌキ、ノウサギ等をいいます。

県では、このような傷病鳥獣を保護・手当し、野性に帰すためのリハビリを行う施設として「鳥獣保護センター」を設置し、ボランティアの方の協力を得ながら保護に努めています。



年度	鳥類	獣類	計
H13	943	41	984
H14	1,785	44	1,829
H15	1,435	68	1,503
H16	937	72	1,009
H17	956	75	1,031
H18	783	61	844
H19	1,112	62	1,174

●傷病鳥獣のボランティア制度について

傷病鳥獣保護ボランティアとは、傷病鳥獣を保護し、手当等を行い野生に帰すお手伝いをしていただく方のことです。

募集期間に応募のあった方（団体）について審査・研修のうえ、原則として毎年4月～翌年3月の1年間登録を行います。

登録された場合、鳥獣保護センター所長からの依頼を受けて、自宅での飼養を行いながら傷病鳥獣の野生復帰をお手伝いいただきます。また、鳥獣保護センターで餌やり等を行っていただく場合もあります。



●私たちにできること

・皆さん方へのお願い

- ①野生鳥獣が食べないよう生ゴミ等については適正に処理して下さい。
- ②野生鳥獣に餌やりをしないで下さい。

・県の取り組み

- ①県では野生鳥獣の保護と管理の両面から様々な施策を行います。
- ②野生鳥獣の適正な飼養や狩猟における違反・事故防止のための指導取締り等を行い人と野生鳥獣との共生を推進します。
- ③愛鳥作品の募集、鳥獣保護センターの活用などにより県民への鳥獣保護思想の普及啓発に務めます。